

### 第3回 都市自治体におけるスポーツを活用した地域振興に関する研究会 議事概要 (案)

日 時：2024年8月6日(火) 15:00~17:00

場 所：オンライン会議ツール（zoom）を利用したオンライン開催

出席者：真山達志 座長（同志社大学 教授）、成瀬和弥 委員（筑波大学 助教）、向山昌利 委員（中央大学 准教授）、黒崎泰広 委員（宇都宮市 スポーツ都市推進課 課長）、松野英男 委員（浜松市 スポーツ振興課 課長）、山谷拓志 氏（静岡ブルーレヴス代表取締役社長）

米田研究室長、加藤主任研究員、高野研究員、中山研究員、石垣研究員、西川研究員（日本都市センター）

議 事：○委員・ゲストスピーカーからのからの話題提供

○調査研究に関する議論

○その他

#### 1. 委員・ゲストスピーカーからのからの話題提供

##### ○成瀬委員からの話題提供

- ・ 「スポーツを振興する」ことを具体的に考えてみると、そのひとつの様相として、スポーツを普及することであると考え。2011年に策定されたスポーツ基本法第6条には、スポーツを普及していくことが国と自治体の使命であるということが規定されていることから、そのことがわかる。
- ・ スポーツを普及していくうえで代表的な標語として「スポーツ・フォー・オール」がある。また、日本においては似たような文脈で「生涯スポーツ」という言葉が使われている。しかしながら、スポーツ・フォー・オールと生涯スポーツは同義ではない。
- ・ スポーツ・フォー・オールという言葉は、戦後のヨーロッパ、特に西ドイツやイギリス、スウェーデンで生まれた理念で、年齢や性別、障害の有無や人種などにかかわらず全ての人がスポーツの恩恵を受けられるようにすることを目指した標語である。
- ・ 1950年代から60年代にかけて、戦後復興が進み、経済が発展していく中で、ヨーロッパ諸国においては、人間疎外・健康問題の顕在化が課題となり、スポーツを全ての国民に普及していこうという機運が高まった。そういった動きを背景として、欧州評議会が1976年にヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章を策定した。
- ・ ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章の理念は世界各国のスポーツ政策に大きな影響を与えた。その中でも特筆すべきなのは、第1条に規定された、全ての個人にはスポーツに参加する権利があるという概念を明記したことである。さらに、

第2条には、スポーツを振興するための援助は公的財源（税金）から支出していかなければならないことも掲げられた。

- ・ 1992年に新たに策定された「新ヨーロッパスポーツ憲章」では、条文から「権利」という言葉が削除されるも、権利性が薄まったとは考えられていない。また、2021年に再度改定された新ヨーロッパスポーツ憲章では、「スポーツ・フォー・オール」という項目が新たに設置され、その中で全ての人がスポーツにアクセスできること（Access to sports）は基本的な権利であると明示された。併せて、パフォーマンスの向上、トップレベルやプロスポーツも含まれることが明確に示された。スポーツ・フォー・オール憲章ができて50年近く経過しているが、ヨーロッパの中でも様々な議論をされて、どんどんブラッシュアップされていることがわかる。
- ・ 日本においては、スポーツを普及するための政策として「生涯スポーツ」という言葉が使われることが多い。生涯スポーツは当初は行政用語として国を中心に使われていたが、その後人口に膾炙するようになった。生涯スポーツは日本独自の言葉であるが、文部省（当時）では、生涯スポーツの訳語として「sport for all」を当てていることからわかる通り、生涯スポーツとスポーツ・フォー・オールは、非常に近い概念である。しかし、生涯スポーツ＝スポーツ・フォー・オールではない。これは、「スポーツ・フォー・オール」と「生涯教育（学習）」という二つの理念が同時期に入ってきたため、二つの理念が交じり合った生涯スポーツという言葉が生まれたと考えられる。
- ・ 「生涯教育（学習）」とはポール・ラングランが提唱した、教育が学校卒業後も継続されるべきだとする理念である。ラングランは、スポーツにおいても人生を通じて継続されるべきだと主張した。また、スポーツを単なる筋肉活動に留めず、知的・道徳的・芸術的・社会的な活動と結びつけ、文化と統合する必要があると指摘した。
- ・ 日本では、生涯スポーツを推進・実施するにあたり、それぞれのライフステージごとに適切なスポーツを提供することに重点を置いた。しかし、各ライフステージでの取組みにフォーカスしすぎており、ライフステージが移行する際にそれまで行ってきたスポーツが引き継げず中断してしまうという問題が挙げられる。
- ・ ヨーロッパにおける「スポーツ・フォー・オール」は、全ての人にスポーツの恩恵を行き渡らせるという理念に基づき、グラスルーツからトップスポーツやプロスポーツまでを含む、スポーツ政策全体の中核をなす包括的な方針として発展していった。一方、日本における「生涯スポーツ」は、競技スポーツと対比される形で議論された結果、生涯スポーツが競技スポーツを包括するという本来の意味が薄れ、スポーツ政策の中核として位置づけられることはなかったため、現在の日本のスポーツ政策において、「生涯スポーツ」という用語はほとんど確認することが難しくなっている。
- ・ ヨーロッパのスポーツ・フォー・オールと日本の生涯スポーツというのは異なる考

え方となった。世界的な潮流とどう調和させ整合をとるかを検討していかなければ、場当たりのスポーツ普及政策に終始してしまうのではないか。

#### ○成瀬委員からの話題提供を受けての意見交換

- ・ 2021年に改定された新ヨーロッパスポーツ憲章の中で新たに基本的権利として明示された全ての人々がスポーツにアクセスできること(Access to sports)について、スポーツへのアクセスが「自発的な選択肢」として提供されることが重要であり、その機会を保障することが「アクセス」の意味であると理解している。
- ・ 日本の生涯スポーツは、本来の意味を読み解けば競技スポーツ(エリートスポーツ)も内包する概念である。しかし、文部省が「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」を区別し、二つの課を設けたことで対立的に捉えられ、その後各自治体に波及しスポーツ政策の一貫性が失われてしまったと考える。今後は、エリートスポーツとグラスルーツスポーツを統合する一体化が求められると考えている。
- ・ 「インクルーシブスポーツ」と「スポーツ・フォー・オール」については、現時点ではその概念の違いを正確に説明するのが難しい。しかし、基本的には共通する理念があり、どちらも全ての人々がスポーツに参加できる環境を目指していると考えている。今後、インクルーシブスポーツを子どもやお年寄り、トップスポーツも含まれるようなスポーツ政策の柱となれば、日本のスポーツ政策の課題解決に寄与していくと期待している。

#### ○山谷氏からの話題提供

- ・ 日本ではスポーツ政策において「する」スポーツ(教育やレクリエーション)が中心に考えられ、「みる」スポーツ(エンターテインメントとしての価値)が軽視されがちである。エンターテインメントコンテンツとして、「みる」スポーツの価値を活かし、経済活動として換金化や市場価値を拡大再生産していく視点が今の日本に欠けていると考える。
- ・ 日本では「する」スポーツと「みる」スポーツの区別が不明確なスタジアムが多く、経済合理性に欠けていると考える。極端な話をすれば、「する」スポーツを目的としたスポーツ施設であれば、観客席は不要であると考えている。また、日本で多く見られる陸上競技用のトラックと球技用のピッチを一緒にしたスタジアムでは、どちらの競技も「みる」スポーツとしての価値・魅力は無くなってしまい、多額の投資に見合った経済的な価値を十分に発揮できないのではないだろうか。
- ・ 宇都宮ブルックスについて、バスケットボール・男子日本リーグ(JBL)2009-2010シーズンで初優勝した際(当時はリンク栃木ブルックス)には、宇都宮市中心部で行われた優勝報告会やパレードに多くの人々が集まり、中心部が空洞化していた宇都宮市に活気を取り戻すことができた。また、プロスポーツは単なる一過性のイベント

とは異なり、年間を通じて地域に継続的な影響を与えることができ、地元の子供たちにとっても身近にプロスポーツ選手が存在することは計り知れない価値を持つ。宇都宮ブルックスの存在により、宇都宮市はバスケットボールを通じて新たな地域のアイデンティティを築くことができたのではないだろうか。

- ・ プロスポーツクラブは、地域の社会資本として重要な役割を果たすと考えている。スポーツチームが地域に存在することで、地域経済の活性化や住民の郷土愛の向上、社会的連帯感の醸成に寄与し、公共財としての価値を持つ。プロスポーツは単なる興行ではなく、地域の資源として積極的に活用すべきだと感じている。
- ・ 茨城ロボッツが取組んだ官民連携のプロジェクトの事例として、水戸市中心部の空き地を活用した取組みがある。デパートが立ち退いた後、20年以上放置されていた空き地を借り受け、地域住民や子供たちが集う施設を整備した。これにより、子供たちのバスケットボール練習やイベント開催など、中心部が再び賑わいを取り戻す拠点となった。また、施設はプレハブやトレーラーハウスを利用し、再開発の際には容易に立ち退けるよう工夫した。この取組みは各方面から高く評価され、第3回スポーツビジネス大賞ライジングスター賞を受賞した。
- ・ プロスポーツチームは地域において唯一無二の存在であり、まちづくりや官民連携において大きな強みになると考えている。一般的な民間企業がプロジェクトを進める際、競合や利害関係が原因で対立が生じやすいのに対し、プロスポーツチームは基本的に地域に一つしかないため、利害を超えた求心力がある。また、プロスポーツチームのブランド力や集客力、ファン層の広さが行政との連携を促進し、様々なステークホルダーへのアクセスを容易にするため、官民連携のハブとして機能しやすいと考える。
- ・ 静岡ブルーレヴズは、静岡県全域を対象に活動を展開し、地域密着型の取組みを進めている。県内の自治体との連携や、部活動の地域移行の受け皿となることで、競技人口の拡大や地域社会との結びつきを強化し、グビーチームとしては異例の広域型クラブを目指し地域全体を巻き込んだ取組みを行っている。
- ・ 税金を投入すれば施設は作ることができる。しかし、スポーツチームは様々な偶然の産物であり、作ろうと思ってもなかなか作ることができない。歴史的な文化財と同様にスポーツチームは地域におけるかけがえのない財産であり、その価値を行政がもっと高く評価すべきではないだろうか。スポーツチームと地域が共に発展できる関係の構築が重要であると考えている。

#### ○山谷氏からの話題提供を受けての意見交換

- ・ プロスポーツチームが地域に与える価値について、アメリカでは歴史的に価値が認識されているが、日本ではその価値を伝えるのが難しく課題だと感じる。大前提として、プロスポーツチーム側が最大限努力して強く愛されるチームを作ることが重

要だと考える。

- ・ プロスポーツチームが成功する都市の条件について、人口が多い東京などの大都市圏ではそれぞれの都市に対するアイデンティティや地域性が希薄で競合する娯楽も多く難しいと考える。中規模都市の方が成功しやすいのではないだろうか。
- ・ 日本のプロスポーツチームの収入構造は、競技やチームによって異なる。ラグビーでは親会社からの支援が収入の大部分を占める一方、バスケットボールチームではチケット収入の割合が増加している。しかしながら、日本では、スタジアムの施設が十分に整備されていないため収益性が制限されており、より稼げる施設の整備が必要だと考える。
- ・ プロスポーツチームが真に社会資本として地域に根差した存在になるためには、単なるイベントや教室の開催だけでなく、チームの強さや成長への期待感が重要であると考え。チームがどれだけ強くなろうとしているかが、ファンの応援の熱意や地域全体の盛り上がりにつながると考える。また、地元メディアの存在も成功に大きく寄与する。地元ニュースへの露出が増えることで、地域密着の活動がより効果的になるのではないか。
- ・ スポーツ施設が「するスポーツ」と「みるスポーツ」の両方を兼ね備えている（兼ね備えようとしている）ことが混乱を引き起こしているのではないか。「するスポーツ」に特化した施設には、利用者の快適さを重視した設備が必要である。民間のスポーツクラブと連携することで、豪華な施設から安価で利用できる施設まで、多様なニーズに対応できるのではないか。
- ・ 日本では、公共施設が中途半端に設計されることが多く、結果的にプロスポーツの興行にも一般市民の利用にも適さない施設ができてしまうことが問題だと考える。目的を明確に分け、税金の負担を減らすために民間の力を借り、計画段階での合理的な設計が重要だと考える。
- ・ スポーツを活用した地域振興を考える際、スポーツを「する」「みる」の二面性を持つ活動として捉え、それぞれの価値を理解し、適切に活用する必要がある。体を動かす健康促進からエンターテインメントとしての価値まで、スポーツを多角的に捉える必要があるのではないか。施設や政策を考える際には、まずその目的を明確にすることが不可欠であり、その目的に対して一貫性を持って合理的に進めていくことで、スポーツを活用した地域振興が効果的に行えると考え。
- ・ スポーツを活用した地域振興を考える際、行政として一つのスポーツ（プロスポーツチーム）に注力するのは公益性の観点から難しい側面もある。しかし、すべてスポーツを等しく支援するのは難しく、限られた資源の選択と集中が求められるのではないか。様々な要素やつながりの中で、その土地ならではのスポーツとして何か一つに絞り、そのまちが何をウリにしていくかを決めることも必要ではないか。

## 2. その他

- ・ 第4回研究会は9月13日（金）開催予定。